

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局総務部環境科学研究センター (06-6771-3017)
処分担当名	健康局総務部環境科学研究センター
処分の名称	環境科学研究センターの調査結果等に係る名義使用申請
概 要	大阪市立環境科学研究センター規則では、センターが行った調査、試験等の結果について、環境科学研究センターの試験済検査済その他これに類する文字を広告物、印刷物等に使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこととなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立環境科学研究センター条例施行規則第8条
審査基準	◎センターが行った調査、試験等の結果について、センターの試験済、検査済その他これに類する文字を広告物、印刷物に使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。
標準処理期間	2日
経由日数	なし
提出先	健康局総務部環境科学研究センター
提出時期	随時
提出方法	名義使用申請、添付書類を環境科学研究センターへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局総務部環境科学研究センター
ホームページ	
備 考	